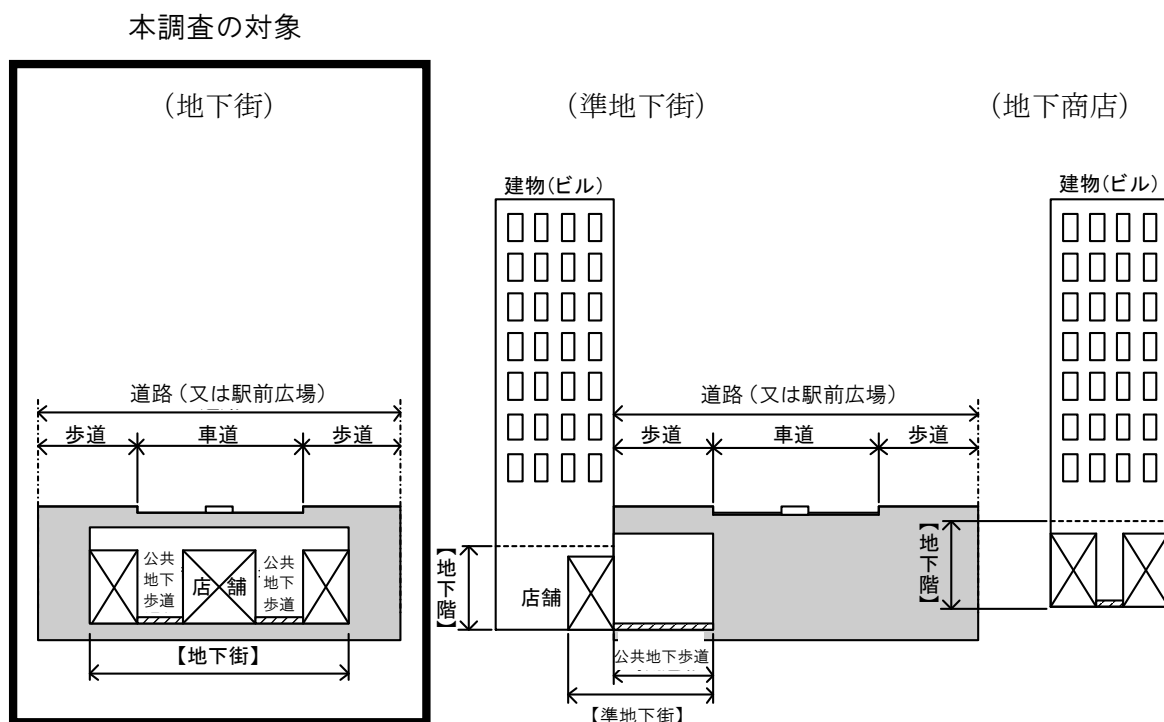


地下街の定義

公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るものとする。

ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これに類する施設が、駅務室、機械室等もっぱら公共施設の管理運営のためのもの、単独のもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

また、公共用地内の公共地下歩道に面して、私有地内に店舗等を設ける形態があるが、そのような地下街類似の形態（いわゆる「準地下街」）は、本調査の対象外とする。



地下街、準地下街及び地下商店の関係